

## 雑誌スポンサー制度の創設について

H23.2.17 議会説明会資料

栗東市立図書館では、市民と共に創る図書館をめざし、市民協働による図書館の安定したサービスの提供を目的に、平成23年度から「雑誌スポンサー制度」を開始します。

この制度は、厳しい財政状況による図書館購入の雑誌の減少を補い、雑誌による幅広い最新情報を多くの市民の皆様へ届ける制度であり、図書館の活性化にとどまらず、「安全・安心」「環境・創出」「愛着・交流」の栗東市のまちづくり・人づくりにも貢献できる寄付制度とします。

### 記

1. 本図書館が購入する雑誌の年間購読料を図書館に代わって、1年間単位でスポンサーになっていただくもので、市民（個人）、市内企業、商店、団体などがスポンサーとして申し込むことができます。  
(市民の行政への参画意識の高揚と市民サービスの充実を図る……要綱の第1条)
2. スポンサーから寄贈していただいた該当雑誌は、図書館資料として通常の所蔵雑誌と同様に利用者へ提供し、寄贈いただいた雑誌には館内閲覧期間中に使用するカバーや書架にスポンサーの広告を入れることができます。  
(雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーの全額負担とし、購入費用は、雑誌スポンサーが当該雑誌の納入業者に直接支払うものとする。……要綱の第5・6条)
3. 雑誌スポンサーになることができる期間は、雑誌スポンサーとして決定した日に属する月またはその月の翌月から当該年度の3月までとする。継続の場合は1年単位として、その期間は延長することができます。  
(雑誌スポンサーとなる期間は、1年単位とする。……要綱の第7条)
4. 全国や県内の事例としては、徳島県立・岐阜県立・奈良県立はじめ岐南町(岐阜県)、各務原市、伊勢市、小山市、越前市、熊取町、滋賀県では野洲市が「オーナー制度」という名称で導入しています。
5. 平成17年度には雑誌冊数は、寄贈(17タイトル)も含め両館あわせ367タイトルでしたが、現在は204タイトルと減少しています。初年度は、30タイトルを確保することを目標値と定め取り組みます。